

自営、家族従業者、個人事業主の方へ

ご自身が就労の証明者になる場合には、「就労証明書」「就労等実績申出書」の提出と併せて、それを客観的に証明する書類を提出していただきます。

次表の中から、提出可能なものをひとつお選びいただき提出してください。

就労状況が確認できない場合は、追加で書類を提出してもらうことがあります。

○確定申告書の写し	○契約書の写し
○保健所等が発行している飲食店営業許可証の写し	○受注票の写し
○税務署に提出する個人事業の開業届など	○署名、日付が記載されている書籍など
○営業許可証の写し	○給与明細書、報酬の記録
○登記事項証明書の写し	○賃金台帳
○履歴事項全部証明書	○出勤の記録(タイムカードなど)
○現在事項証明書の写し	○自分が作成した作品やWEBページなど
○源泉徴収票の写し	○営業上必要な材料等の仕入れ伝票(3か月分) (多くなる場合は各月2~3枚ずつ)
○お店を開業していることが分かるチラシ ホームページのコピーなど	○相手方とやり取りしたメールの記録(3か月分) (多くなる場合は各月4~5枚ずつ)